

答 申 書

～ 第 2 次美里町行政改革大綱に基づく取組の推進に向けて～

平成 2 6 年 3 月

宮城県遠田郡美里町行政改革推進委員会

1. 基本的な考え方について

美里町は、平成18年1月1日の市町村合併により誕生し、平成26年で9年目を迎えました。

本町は、多くの自治体と同様、人口の減少、少子・高齢化の急激な進展という課題を抱え、地域主権の推進など社会情勢の変化に対応する行政運営が求められるとともに、地方交付税の市町村合併による優遇措置も段階的に縮小されることから、財政運営はますます厳しくなることが見込まれます。

このような多くの課題及び社会情勢の変化に対応していくためには、歳入の増加が見込まれない中で、これまでと同じような行政の運営手法では、将来、限界を迎えることは容易に推測されます。ほかの自治体においては、先進的な取組及び改革に向けた新たな取組の検討も行われており、美里町としても課題に対応した更なる改革に積極的に取り組まれることを要望いたします。

さて、平成24年4月に策定された第2次美里町行政改革大綱に基づく取組も、2年目を迎えています。本委員会では、諮問事項について、限られた時間の中で、これまでの行政改革の取組及び成果から、今後、どのような方法で取組を管理するべきか、取組項目の具体的な実施内容は妥当かについて、重点項目を中心に委員会を8回開催し、各委員の意見を集約し、答申を取りまとめました。

答申に当たっては、まず、これまでの行政改革に関する取組に対して、下記のような意見が出されました。

- 公務員として初心に帰り、全体の奉仕者としての公僕精神を忘れずに、常に、町のため及び住民のために仕事に取り組む、職員の意識改革が必要である。
- 各取組項目の担当者を明らかにし、責任感を持って取り組むことが必要である。
- 計画期間中の取組が明らかでないことから、PDCAサイクルを可視化することが必要である。
- 取組に対する問題意識はあることから、解決に向けた方向性を明らかにするために目的及び目標を明確にすることが必要である。
- 取組を評価及び改善するためには、原則として、数値化した指標を設定することが必要である。
- これまで、取り組むことができなかった項目については、スケジュールを明確にし、適時適切に進捗管理を行うことが必要である。

上記の意見を踏まえ、どのような方法で取組を管理するべきか、新たな実施計画書のフォームを検討し、実施計画書の記載内容の見直しを行いました。具体的な取組項目に対する本委員会の意見は、その実施計画書の中に記載しております。

取組の推進については、取り組むべき方向性を、より明らかにしました。今後は、職員の皆さんが、第2次行政改革大綱に基づく可視化された実施計画書に記載された項目について取り組むだけです。少子・高齢化の進展、住民ニーズの多様化等に伴う行政需要の変化に的確に対応するために行政改革に終わりではなく、今後、より一層、邁進する必要があることから、職員の意識改革、情報の共有等について、職員が一体となった取組を進めることを期待いたします。

そのためには、職員が自ら考え自ら行動することが大切です。また、個々の職員の取組に左右されない行政運営を確立するために内部統制を強化することが重要です。行政需要が増加する一方で、職員数の減少により一人当たりの業務量は増加し、改革という名のもとに通常業務にさらなる業務も加わり、職員は、改革疲れにより取組意欲が低下しているかもしれませんが、改革は、その先の効果及び効率化を図るもので、避けて通れない道です。

職員の皆さんは、それぞれの職場において、これまでも努力されてきたことと思いますが、職員一人ひとりが、本委員会からの答申の趣旨を理解され、スピード・コスト・成果を意識して、住民の負託に応えるべく、より一層、行政改革の取組項目及び各職場における日常の事務改善に取り組まれることを期待いたします。

2. 3つの基本施策の取組について

(1) 行政運営の効率化について

行政改革を成し遂げるには、組織は人なりの言葉どおり「人材の育成、職員の意識改革」の取組が必要不可欠です。職員は、これまでの慣習に捉われることなく、役場の外に目を向け、外の風を感じ、多くの住民の声を聴き、新しいことにチャレンジできるような職場の雰囲気づくりに積極的に努めてください。そして、常に、行動理念を持ち、住民の声を聴き理解しようとする心構えを養ってください。

具体的な取組としては、職員の人材育成計画を策定し、人事評価の導入準備及び計画的な職員研修にも取り組まれています。組織的な人財戦略をより明確にし、OJT(On the Job Training: 具体的な仕事を通じた職場内教育)を実践し、組織風土の変革を強く進められることを要望いたします。

委託化については、美里町定員適正化計画と一体的な取組を行い、「民間ができることは民間に委ねる」ことを基本とし、民間事業者が受け皿となれる事務事業については、民営化及び委託化を前提に検討してください。特に、現業部門については、積極的に委託化を進めるとともに、窓口業務等の新たな公共分野の委託化についても、住民サービスの向上、経費削減等につながるものなのかどうか十分に検討した上で実施してください。

(2) 財政運営の健全化について

中長期的な財政見通しの上に立った安定した行政運営を確立するためには、「選択と集中」そして「最少の経費で最大の効果」を実践することが大切です。

具体的な取組としては、公平性の観点から、税金等収納率の改善に積極的に取り組んでください。また、各種補助金及び事務事業の大胆な見直しを行うとともに、地方公営企業については、問題を先送りすることがないように財政計画に基づく料金の見直しが必要です。下水道事業については、資産状況を明らかにし、早期に、会計方式を複式簿記とする地方公営企業法(民間企業並みの会計基準)の適用に向けて取り組まれることを要望いたします。

全体的には、債権の徴収強化による歳入の確保、委託化基本方針に基づく経常的な経費の抑制に取り組まれています。経費の抑制には限界があります。定住化の推進、交流人口の拡大、産業の振興、企業の誘致、協働のまちづくり等総合計画で掲げる将来を見据えた各種施策を推進することにより、安定した財政基盤を確立してください。

(3) 住民の利便性向上について

広報広聴活動を強化し、住民参画を推進する取組の視点を持って、住民サービスの向上に努めることが大切です。

住民は、役場に相談すれば解決してもらえるという期待を持っています。苦情については、苦情と捉えるのではなく住民サービス向上のための“ありがたい情報”として受け止め、信頼される行政の確立に向けて取り組まれることを期待いたします。

具体的な取組としては、広報紙、町のホームページ、行政情報コーナー等の情報ツールに関する運用ルールを定め、分かり易い情報の発信に努めるとともに、住民ニーズを的確に把握するために、住民から寄せられた施策提案及び苦情申出に対する回答期限の徹底、情報の一元化、内容の分析に努めることを要望いたします。

なお、何事も初期対応が大切であることから、苦情に関しては専門の窓口を設けることについて、ぜひ、検討してください。

3. 具体的な取組項目について

(1) 行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立

個人情報保護条例及び情報公開条例について職員の理解度を高めるために、毎年度、定期的な研修機会を設け、職員の知識向上を図り、通常の業務に生かしてください。

現在、掲載情報の充実に取り組まれています。早期に、広報紙、町のホームページ、行政情報コーナー等の掲載情報、掲載時期及び期間等についてルールを定め、運用が適切に行われているか確認する庁内の仕組みを確立する必要があります。

このことは、情報ツールとしての信頼性を高め、閲覧数の増加につながるばかりではなく、町のホームページは、広告媒体としての価値を高めることも期待されます。

(2) 会議及び会議録の公開

会議の公開及び会議録については、附属機関の会議に限らず積極的に公開及び公表することを要望いたします。

会議開催案内については、町のホームページに掲載する場合、原則として、7日前ではなく10日前とするとともに、広報紙への掲載も検討されるよう要望いたします。会議の公開に際しては、一部非公開の議題がある場合は、住民の方が傍聴しやすいように議題の最初又は最後とする配慮が必要です。

なお、会議の運営については、各種附属機関の設置条例では会議運営に関する規定内容が十分とは言えないことから、傍聴等について会議運営のルールを定めることが必要です。

(3) 税金等収納率改善システムの確立

各種の取組により徴収率が改善していますが、継続的な取組とするためにも、今後は、啓発活動の推進、徴収等に当たる職員のメンタルケア及び研修を通じた職員の意識向上に向けた取組を推進する必要があります。また、債権管理を徹底するために、時効対策を適切に行い公平性の確保に努めてください。

なお、徴収率の改善は公平性の確保はもちろんのこと、財政の健全化に寄与するものであり、徴収率に限らず目標金額等も設定し、取り組んでください。

(4) 下水道事業の経営健全化

経営の健全化に向けて、ストックマネジメントの基本項目を定め、適正な料金体系を確立するために、早期に複式簿記を導入してください。地方公営企業法（民間企業並みの会計基準）の適用に向けた取組を進められていますが、本町が抱えている現状課題を明らかにし、水洗化率の高いほかの自治体の取組事例を参考としながら、供用開始を待つ住民のためにも水洗化の普及活動に努めてください。

なお、下水道事業の加入負担金は、住民にとって加入時の負担が大き過ぎます。普及活

動に努めることは大切ですが、加入を推進する方法として限界もあることから、未加入状況を分析し、負担軽減を図る何らかのインセンティブの検討も必要です。

(5) 実績主義による人事評価制度の導入

人事評価については、民間では当たり前に行われている取組です。取組の有効性を確保するために客観的な評価基準を設け、職員の士気及び能率向上を図るためにも、早期に人事評価制度を導入する必要があります。

普段の業務を通じ、議論する習慣を身に着け、よりよい職場づくりを意識することが大切であり、人事評価の導入を機に、意欲的に課題に取り組む組織風土の形成に努めてください。

(6) 職員研修制度（人材育成制度）の確立と計画的な実行

人材の育成については、個々のスキル向上も大切ですが、まず、担当する業務に精通することが住民サービスの向上につながります。そのため、ジョブローテーションも大切ですが、専門性を有する職員の育成も必要です。

職員研修については、目指す職員像を明らかにし、中期研修計画を早期に策定する必要があります。現在、接遇を始めとした研修に意欲的に取り組まれていますが、町主催の庁内研修に力を入れ、個人のスキルアップに留まらず、研修成果を組織全体に広める取組を、より一層、推進されるよう要望いたします。また、従来知識習得型に偏向せず、地域課題、まちづくり等の町政課題について、職員自ら議論に参加するような能動的研修についても実施し、人材の育成に努めてください。

(7) 事務事業の委託化方針の策定

委託化基本方針を策定していますが、職員が行うべき業務、委託可能な業務、住民サービスの向上、費用対効果を総合的に勘案し、現業部門の業務及びこれまで委託化に取り組みなかった窓口等の定型的な業務についても、積極的に見直す必要があります。

なお、事務事業の実施手法を判断する際は、専門性が必要とされる業務等は、委託化に限定せず、積極的思考を持つ退職職員の再任用、優秀な任期付職員の採用等について、幅広く検討してください。

(8) 住民ニーズの適正な把握と反映

情報の一元化及び共有を早期に実現し、住民から信頼される行政を確立してください。

住民から信頼される行政を確立するためには、当然のことながらコンプライアンス（法令順守）がこれまで以上に強く求められます。職員の倫理保持及び法令順守、不当要求に対する職員の安全確保、町の公益を害する事実の早期是正、住民の権利保護、住民自治、公正かつ民主的な町政運営を確立するための条例等の整備を早期に実現してください。

その上で、住民ニーズを把握する具体的な取組として施策提案と苦情申出は別に管理し、施策提案については、庁内の政策を検討する会議に諮り、町として意思を決定するような取扱いの明確化が必要です。また、寄せられた要望及び苦情については、緊急性等の区分から回答期日を設定し、迅速に対応することを要望いたします。情報の一元化に際しては、先進事例を参考にしつつ、町の課題及び住民ニーズに迅速かつ適切に対応する専門の窓口の設置を強く要望いたします。

今回、42項目について検討し、各取組項目に対する意見は、別紙「第2次行政改革平成25年度実施計画書一覧表」のとおりです。

4. 美里町行財政改革推進委員会の審議経過

- (1) 平成 2 5 年 3 月 1 日 平成 2 4 年度第 1 回 行政改革推進委員会
 - ・ 委嘱状の交付
 - ・ 諮問内容について
 - ・ 取組経過について

- (2) 平成 2 5 年 3 月 2 2 日 平成 2 4 年度第 2 回 行政改革推進委員会
 - ・ 現状の取組について
 - ・ 評価の実施について

- (3) 平成 2 5 年 5 月 2 9 日 平成 2 5 年度第 1 回 行政改革推進委員会
 - ・ 会議の進め方について
 - ・ 行政運営の効率化について

- (4) 平成 2 5 年 7 月 2 4 日 平成 2 5 年度第 2 回 行政改革推進委員会
 - ・ 財政運営の健全化について

- (5) 平成 2 5 年 9 月 2 5 日 平成 2 5 年度第 3 回 行政改革推進委員会
 - ・ 住民の利便性の向上について

- (6) 平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日 平成 2 5 年度第 4 回 行政改革推進委員会
 - ・ 全般の取組について

- (7) 平成 2 6 年 1 月 2 4 日 平成 2 5 年度第 5 回 行政改革推進委員会
 - ・ 全般の取組について
 - ・ 答申(案)について

- (8) 平成 2 6 年 2 月 2 1 日 平成 2 5 年度第 6 回 行政改革推進委員会
 - ・ 答申(案)取りまとめ

5 . 美里町行財政改革推進委員会の委員名簿

任期：平成25年3月1日から平成27年2月28日まで

| 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----|
| 松 本 啓 | 会 長 |
| 松 田 攻 治 | 副会長 |
| 荒 川 繁 | |
| 小田嶋 稔 | |
| 忽 那 香菜子 | |
| 佐々木 敬 子 | |
| 清 水 五 郎 | |
| 千 葉 敬 記 | |

(敬称略)

(別紙)

「第2次行政改革 平成25年度実施計画書一覧表」

1. 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立

| 区分 | 項目 | 重点等項目 | 第2次美里町行政改革大綱・記載項目 | 担当課/係/担当者 | これまでの取組と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----|----|-------|--|--|--|--|---|--|---|---|--|---|---|
| | | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施]取組実績 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | |
| 1 | | | 行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立 (住民目線に立った情報の公表) | 総務課/文書法令係/広報広聴係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 加藤 敏典 伊藤 博人 | 広報紙は月2回発行しています。情報の電子化を進める一方で、紙による情報を公開するために「行政情報コーナー」を本庁舎及び南郷庁舎2か所に設置しました。また、町のホームページをリニューアルし、使いやすさの改善に努めました。今後は、行政情報コーナーの運用のルール化と町のホームページ掲載情報の充実を図る必要があります。 | 【目的・目標】積極的に情報を公開するための掲載情報のルール化、情報の充実に努めます。 【指標】町のホームページの年間の訪問者数 【基準値】104,044人 | 公開方法として、インターネットを活用した迅速な情報の発信と紙による行政情報コーナーの充実を図ります。 ・掲載情報のルール化 ・掲載情報の充実 ・町のホームページの見直し ・コミュニティ型のWebサイトであるソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等を活用した多様な情報発信方法の検討 | ・情報公開条例の全部改正 ・会議公開、行政情報コーナーのルール化の検討 ・公開している例規集システムについて、迅速に情報を公開するために、議会の都度、更新に努めました。 ・例規集システムは、更新に時間を要することから、改廃等の条例等を随時、町のホームページに掲載しました。 ・職員向けシステム操作研修を実施しました(17人参加)。 ・文書、広報、まちづくり担当者の打合会議の開催 | 行政情報コーナーの充実に向けた取組 ・掲載基準の策定 ・運用を徹底するための仕組みづくり ・本庁舎の配置場所の改善 町のホームページの掲載情報の充実に向けた取組 ・行政委員会等のページ作成 ・スマートフォン閲覧した際の視認性及び操作性の向上 ・会議録公開ページの改善 ・職員向けシステム操作研修の実施 ・文書、広報、まちづくり担当者の打合会議の開催 | ・文書、広報、まちづくり担当者打合会議の開催 ・職員向けシステム操作研修の実施 ・情報配信に向けて、SNS等による多様なメディアの活用検討 | ・文書、広報、まちづくり担当者打合会議の開催 ・職員向けシステム操作研修の実施 ・情報配信の試行的な実施 | ・文書、広報、まちづくり担当者打合会議の開催 ・職員向けシステム操作研修の実施 ・情報配信の充実 | 個人情報保護条例及び情報公開条例について職員の理解度を高めるために、毎年度、定期的な研修機会を設け、職員の知識向上を図り、通常の業務に生かされたい(【29職員研修制度の確立と計画的な実行】と関連)。 現在、掲載情報の充実に取り組まれています。早期に、広報紙、町のホームページ、行政情報コーナー等の掲載情報、掲載時期及び期間等についてルールを定め、運用が適切に行われているか確認する庁内の仕組みを確立する必要があります。 このことは、情報ツールとしての信頼性を高め、閲覧数の増加につながるばかりではなく、町のホームページは、広告媒体としての価値を高めることも期待されます(【18その他広告収入等収入増施策】と関連)。 |
| 2 | | | 会議及び会議録の公開 (情報公開条例等法令の規定を遵守) | 総務課/文書法令係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 森 陽祐 | 会議開催のお知らせ及び会議録等の公開を始めましたが、公開が遅れることもあり、運用のルール化を図る必要があります。 | 【目的・目標】附属機関等の会議や会議録の公開を徹底します。 【指標】附属機関等の会議録の公開を、会議終了後1か月以内に公表した割合 【基準値】26.3%(平成24年度) | 情報公開条例の全部改正、文書管理(作成・簿冊・保存)の徹底を図ります。 | 情報を公開する前提となる個人情報保護条例の新規制定、情報公開条例の全部改正を行うとともに、文書規程及び行政文書管理規則を見直しました。 | ・新たに附属機関等の会議の公開に関する規則の制定と運用の徹底 ・すべての条例等の洗い出し調査に併せて附属機関等の条例等の見直し検討 | ・附属機関等の会議の公開に関する運用の徹底 ・行政文書管理規則、文書規程の運用の徹底 ・情報公開の推進 | ・附属機関等の会議の公開に関する運用の徹底 ・行政文書管理規則、文書規程の運用の徹底 ・情報公開の推進 | ・附属機関等の会議の公開に関する運用の徹底 ・行政文書管理規則、文書規程の運用の徹底 ・情報公開の推進 | 会議の公開及び会議録については、附属機関の会議に限らず積極的に公開及び公表することを要望いたします。 会議開催案内については、町のホームページに掲載する場合、原則として、7日前ではなく10日前とするともに、広報紙への掲載も検討されるよう要望いたします。会議の公開に際しては、一部非公開の議題がある場合は、住民の方が傍聴しやすいよう議題の最初又は最後とする配慮が必要です。 なお、会議の運営については、各種附属機関の設置条例では会議運営に関する規定内容が十分とは言えないことから、傍聴等について会議運営のルールを定めることが必要です。 |
| 3 | | | 行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表 (各種計画や条例等の策定段階における公表と意見の募集) | 総務課/広報広聴係 進捗管理者 相澤 直子 担当者 高橋 宏明 | 計画策定に際し、計画案を公表し、住民の意見を募集するパブリックコメント(意見公募)手続の要綱を整備し、実施しました。 | 【目的・目標】計画等を策定するに当たり、広く住民から意見を募集する取組を推進します。 【指標】パブリックコメント条例の制定 【目標値】条例の制定 | パブリックコメント手続の見直しを検討します。 | 要綱を規程に見直す際に、意見募集期間を15日以上から20日以上に見直し、住民が意見を出しやすい制度の改善に努めました。 | 規程により運用していますが、条例化について検討を進めます。 | 条例の制定、運用の徹底 | 運用の徹底 | 運用の徹底 | パブリックコメント手続は、期間延長及び資料配布等の改善に向けた取組とともに、条例化され、住民参加制度の確立に向けた改善が進められていますが、パブリックコメント手続に限らず、政策の立案過程でも、住民の声を聴くモニタリング機能を強化されることを望みます。 今後も、住民の声に耳を傾け、必要な見直しの検討を押し進められたい。 |

1. 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立

| 区分 項目 | 重点等 項目 | 第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目 | 担当課 /係 /担当者 | これまでの取組 と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----------|-----------|--|---|--|--|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施] 取組実績 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | |
| 4 -1 | | 委員会等への委員の公募制度の積極的導入 (公募委員の構成比の目標設定と取組、女性委員の構成比の目標設定と取組) | 総務課 /総務係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 加藤 敏典 | 公募委員枠を設け、積極的に推進するために、取組に関する指針を策定しました。 | 【目的・目標】 住民の参画機会を増やし、開かれた行政システム確立の取組として、公募枠の拡大に努めます。 【指標】 新たに設置する附属機関等の委員総数に占める公募委員の割合 【目標値】 30% | 公募枠の拡大に向けて、委員選任における内部の取組を確立し、公募による選任委員の割合の拡大に努めます。 | 新規制定条例には、委員の公募による選任について、条文に明記しました。 公募の状況は、下記のとおりです。 ・情報公開3人(応募者0人) ・個人情報4人(1人) ・行政改革8人(4人) ・学校教育環境12人(3人) ・介護運営11人(3人) 括弧の数字は公募による選任者数 委員数に対する公募委員の構成割合 28.9% | 設置されている附属機関等の現状を把握し、公募委員の拡大について検討します。 | ・委員の選任基準の見直し検討 ・担当課への周知徹底 | ・担当課への周知の徹底 | ・担当課への周知の徹底 | 積極的に住民参画機会を増やそうとするのであれば、町長が推薦している選任基準のある委員についても、可能であるものについては積極的に公募を実施されたい。現在の目標値である公募委員の割合30%については、段階的に目標値を引き上げることを望みます。 なお、平成24年度は、目標を達成できていないことから、委員の選任基準及び委員定数の妥当性について検討されたい。 |
| 4 -2 | | 委員会等への委員の公募制度の積極的導入 (公募委員の構成比の目標設定と取組、女性委員の構成比の目標設定と取組) | 総務課 /総務係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 加藤 敏典 | 男女の均等な登用を推進するために、取組に関する指針を策定しました。 | 【目的・目標】 男女の均等な登用を目指して、委員への女性の登用機会の拡大に努めます。 【指標】 新たに設置する附属機関等の委員総数に占める女性委員の割合 【目標値】 30% | 女性委員の登用機会の拡大に向けて、委員選任における内部の取組を確立し、女性の参画機会の拡大に努めます。 | 女性の登用の状況は、下記のとおりです。 ・情報公開3人(0人) ・個人情報4人(0人) ・行政改革8人(2人) ・学校教育環境12人(2人) ・介護11人(6人) 括弧の数字は女性の選任者数 委員数に対する女性委員の構成割合 26.3% | 設置されている附属機関等の現状を把握し、女性の登用機会の拡大について検討します。 | ・委員の選任基準の見直し検討 ・担当課への周知徹底 | ・担当課への周知の徹底 | ・担当課への周知の徹底 | 男女の均等な登用に向け、女性委員の構成割合30%を目標に掲げていますが、男女共同参画の趣旨を踏まえ、いろいろな場面で女性が参加しやすい環境を整備することが必要です。 ただし、女性と男性それぞれの得意とする分野があれば、そのことを尊重し、目標を達成するために男女の構成割合を強く意識し過ぎた取組とならないよう留意してください。 委員構成割合に限らず、多様な場面で性別を意識することなく、誰もが参画しやすい環境となることを期待します。 |
| 5 | | 監査制度等の制度の強化 (監査機能の充実) | 監査委員書記 進捗管理者 佐藤 俊幸 担当者 相澤 正典 | 監査計画を定め、行政監査の充実、財政援助団体などの監査を実施しました。 | 【目的・目標】 時代の変化に対応した監査の実現のため、監査対象項目数の増加、監査の結果から内部統制の強化に努めます。 【指標】 監査対象項目の拡充 【基準値】 5項目 | 財務、経営の監査及び行政監査の充実、指定管理者、財政援助団体などの監査内容の充実と拡充を図ります。 | 施設の管理運営が指定管理者制度に移行しており、指定管理者の監査を新たに実施しました。 ・例月出納検査 ・定期監査(全課) ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査 ・指定管理者 | 施設の管理運営が指定管理者制度に移行しており、指定管理者の監査や財政援助団体の監査の充実を図ります。 ・例月出納検査 ・定期監査(全課) ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査 ・指定管理者 | ・例月出納検査 ・定期監査(全課) ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査 ・指定管理者 | ・例月出納検査 ・定期監査(全課) ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査 ・指定管理者 | ・例月出納検査 ・定期監査(全課) ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査 ・指定管理者 | 戦略的な経営分析を進めるためにも、公認会計士の登用も検討されたい。 |
| 6 | | 行政相談体制の強化充実 (行政に対する苦情受付、調査、改善要求等) | 総務課 /広報広聴係 進捗管理者 相澤 直子 担当者 高橋 宏明 | 組織的な窓口がなく、その都度、関係課で対処しており、組織的な相談体制及び苦情に対処する体制づくりが必要で | 【目的・目標】 町政相談体制の充実、提案、要望及び職員への苦情申出に対する取組を確立します。 【指標】 行政相談の未処理件数 【目標値】 0件 | 相談する窓口の設置、提案、要望及び苦情申出に対する体制を確立して事務の改善を実施します。 | 苦情申出について規程を定め、メール及び文書等で総務課に寄せられた苦情申出については、総務課で文書により回答することとしました。 提案箱 9件 苦情申出 7件 | ・苦情申出制度の住民への周知 ・新たに町政相談員設置及び周知 | ・苦情申出制度の住民への周知 ・町政相談員設置及び周知 | ・苦情申出制度の住民への周知 ・町政相談員設置及び周知 | ・苦情申出制度の住民への周知 ・町政相談員設置及び周知 | 国の行政相談員が町政の相談にも応じる体制を整備し、町政相談員を設置していますが、迅速性を確保するためにも常設された窓口等の設置を検討されたい(【40住民ニーズの適正な把握と反映】と関連)。 なお、住民からの不服申立て等に対して、調査審議する庁内又は第三者委員会の設置についても、検討されたい。 |

1. 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立

| 区分 | 項目 | 重点等項目 | 第2次美里町行政改革大綱・記載項目 | 担当課/係/担当者 | これまでの取組と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----|----|-------|--|---|--|---|---|--|---|---|---|---|--|
| | | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施]取組実績 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | |
| | 7 | | <p>政策評価委員会の設置と評価結果の公表</p> <p>(町の自己評価に対する意見聴取と意見反映状況の公表)</p> | <p>企画財政課/政策係</p> <p>進捗管理者 佐々木 義則</p> <p>担当者 小林 誠樹</p> | <p>・平成19年度 試行</p> <p>・平成20年度 すべての事務事業について実施</p> <p>・平成22年度 記載項目の一部見直し</p> <p>・平成23年度 評価手法の一部見直し</p> <p>・平成19年度から委員会を設置しています。</p> | <p>【目的・目標】 政策・施策を実現するための取組として政策評価委員会による外部評価を継続します。</p> <p>【指標】 政策評価委員会の設置</p> <p>【基準値】</p> | <p>政策・施策に対する事務事業の有効性に視点を置いた評価に取り組めます。</p> | <p>平成22年度及び平成23年度の取組から、これまでの事後評価から事前の有効性評価に視点を移しました。平成24年度は、総合計画の改訂にあわせ、重点的な5政策11施策を対象に実施しました。</p> | <p>・事務事業の有効性に視点を置いた評価の実施</p> <p>・政策形成過程への関連付け、評価結果の公表</p> | <p>・事務事業の有効性に視点を置いた評価を継続して実施します。</p> <p>・政策形成過程への関連付け、評価結果の公表</p> | <p>・事務事業の有効性に視点を置いた評価を継続して実施します。</p> <p>・政策形成過程への関連付け、評価結果の公表</p> | <p>・事務事業の有効性に視点を置いた評価を継続して実施します。</p> <p>・政策形成過程への関連付け、評価結果の公表</p> | <p>よりよい施策の実現に向けて、成果分析、評価、改善の手法及びサイクルの確立に向けて、より一層、担当課の取組管理の徹底を図りたい。</p> |

一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目」に枝番を付しています。

2. 財政の健全化

| 区分 項目 | 重点等 項目 | 第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目 | 担当課 /係 /担当者 | これまでの取組 と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----------|-----------|---|--|---|--|--|--|--|---|---|--|---|
| | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施] 取組実績 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | |
| 8 | | 中期収支見 込・財政健全 化計画の策定 及び公表 (平成27年 度までの収支 見込みに基づ く財政健全化 計画の策定及 び公表) | 企画財政課 /財政係 進捗管理者 佐々木 義則 担当者 高橋 明子 | ・平成19年度に第 1次財政健全化計画 (平成19年度から 平成23年度まで) を策定しました。 ・平成20年度、平 成21年度に一部見 直しを行いました。 | 【目的・目標】 中期の財政計画を策 定し、計画的な財政運 営に努めます。 【指標】 実質公債費比率 【目標値】 15.0%以下 | 財政健全化計画の 策定及び進捗管理を 行います。 | 第2次財政健全化計 画(平成25年度から 平成27年度まで)を 策定し、広報紙及び町 のホームページで公表 しました。 | ・前年度決算状況の 分析 ・前年度取組み状況 の公表 ・分析結果に基づい た、財政健全化計画 の見直し | ・前年度決算状況の 分析 ・前年度取組み状況 の公表 ・分析結果に基づい た、財政健全化計 画の見直し | ・前年度決算状況の 分析 ・前年度取組み状況 の公表 ・分析結果に基づい た、財政健全化計 画の見直し | ・前年度決算状況の 分析 ・前年度取組み状況 の公表 ・分析結果に基づい た、財政健全化計 画の見直し ・中期財政計画の 策定 | 総合計画の施策推進、職員定員適正化 計画、施設管理計画及び委託化基本方針 と一体的な取組から財政の健全化に努め るとともに、外部監査等による経営分析 の導入も検討されたい。 |
| 9 | | 総合計画の進 行管理の徹底 (取組の重点 化、実施計画 の作成と公表) | 企画財政課 /政策係 進捗管理者 佐々木 義則 担当者 小林 誠樹 | 平成21年度か ら、実施計画と予算 との関連付けを図る ため「事業別予算」 の編成に取り組むと ともに、実施計画の 作成及び公表を行 いました。 | 【目的・目標】 効果的なマネジメン ト・サイクルの確立に 努めます。 【指標】 政策協議体制の確立 【基準値】 | 施策・事務事業 (実施計画)の管理 を進めており、政策 評価と同様に取り組 みます。 | 目的・目標をより意 識した事業展開を図 るため、事業別予算から 施策別予算への体系の 移行を図り、実施計画 を作成及び公表しまし た。また、政策形成過 程の充実を図るため、 サマーレビュー(夏季 政策協議)を試行的に 導入し、政策、人事、 財政、行政改革の視点 から一体的に取組を行 いました。 | 実施計画作成に至 る一連の政策形成過 程の充実を図りま す。 ・サマーレビュー (施策協議)【継 続】 ・オータムレ ビュー (政策協議)【新 規】 | ・スプリングレ ビュー (スケジュール管 理) ・サマーレビュー (施策協議) ・オータムレ ビュー (政策協議) ・総合計画の検討 | ・スプリングレ ビュー (スケジュール管 理) ・サマーレビュー (施策協議) ・オータムレ ビュー (政策協議) ・総合計画の検討 | ・スプリングレ ビュー (スケジュール管 理) ・サマーレビュー (施策協議) ・オータムレ ビュー (政策協議) ・新総合計画によ る取組実施 | 【7政策評価委員会の設置と評価結 果の公表】及び【8中期収支見込・財 政健全化計画の策定及び公表】と一体的 な取組を推進されたい。 |
| 10 | | 人件費の見直 しと公表 (非常勤特別 職も含め、各 種手当の再調 査及び公表) | 総務課 /人事給与係 進捗管理者 日野 剛 担当者 加藤 千尋 | 人事院勧告に基づ いて毎年度見直しを 行いました。 特別職(三役)の 報酬は、平成19年 4月から10%削減 しました。 職員の期末勤勉手 当は、平成20年・ 平成21年に加算額 を減じたほかに、管 理職手当、特殊勤務 手当の見直しを行 いました。 | 【目的・目標】 財政の健全性を維持 するために、人件費の 抑制に努めます。 【指標】 経常収支比率のうち 人件費 【基準値】 25.4% | 毎年度、結果につ いて公表しており、 類似団体等との比較 結果を参考に、必要 に応じた見直しを行 います。 | 人事院勧告に基づ いて、55歳を超える職 員の昇給を停止しまし た。 人件費の状況の公表 については、人事行政 の運営並びに給与及び 定員管理等について公 表しました。 | ・人事院勧告に基づ いた見直し ・人事行政の運営並 びに給与及び定員管 理等について公表 | ・人事院勧告に基づ いた見直し ・人事行政の運営 並びに給与及び定 員管理等について 公表 | ・人事院勧告に基づ いた見直し ・人事行政の運営 並びに給与及び定 員管理等について 公表 | ・人事院勧告に基づ いた見直し ・人事行政の運営 並びに給与及び定 員管理等について 公表 | 人事院勧告に基づいた見直しが行わ れ、公表も実施されています。特殊勤務 手当等も町独自の支給はないようで すが、総人件費の抑制の取組として、臨 時・非常勤職員、正規職員雇用及び委託 費のコスト比較を行い、職員数の削減が 効果的な取組となっているか検証する必 要があります(【30職員定員適正化計 画の策定と公表】、【36事務事業の委 託化方針の策定】と関連)。 |
| 11 | | 補助金等の抜 本的見直し (補助基準の 明確化、補助 基準の客観 性・透明性の 確保を念頭に おいた方針の 策定、削減目 標の提示) | 総務課 /総務係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 加藤 敏典 | 法令外負担金審査 会を設置し、各団体 で作成した補助金等 要請書について補助 基準により毎年度審 査しました。 その結果として、 33団体の補助金の 見直しを行いまし た。 | 【目的・目標】 法令外負担金審査会 を開催して、補助金制 度の適正な運営に努め ます。 【指標】 法令外負担金審査会 の開催 【基準値】 | 補助基準につい て、必要に応じた見 直しを行い、法令外 負担金審査会の適切 な運営に努めます。 また、団体により 活動内容が異なるこ とから、削減目標を 設けるのではなく、団 体の活動内容等から 判断し、公平性と透 明性の確保に努める ため、団体のヒアリ ングを検討します。 | 法令外負担金審査会 で補助金等要請書に基 づき、平成25年度分 の補助金等について審 査しました。 要請金額見直し団体 数 5件 | ・補助基準につい て、必要に応じた見 直し ・法令外負担金審査 会の運営 | ・補助基準につい て、必要に応じた見 直し ・法令外負担金審査 会の運営 | ・補助基準につい て、必要に応じた見 直し ・法令外負担金審査 会の運営 | ・補助基準につい て、必要に応じた見 直し ・法令外負担金審査 会の運営 | 補助金の目的及び必要性を再確認する とともに、取組成果に対する審査をより 厳格に進められたい。そのためにも、補 助金等要請団体に対するヒアリングを実 施されたい。 |

2. 財政の健全化

| 区分 項目 | 重点等 項目 | 第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目 | 担当課 /係 /担当者 | これまでの取組 と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----------|-----------|---|--|--|---|--|--|--|---|---|---|---|
| | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施] 取組実績 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | |
| 12-1 | | 公共施設の統廃合を含めた効率的な運用 (老朽化施設の計画的な統廃合、教育施設等の整備計画の策定) | 防災管財課/施設管理係 進捗管理者 鈴木 仁 担当者 伊藤 俊行 | 各施設ごとの管理計画を作成しましたが、統廃合の検討は行えていません。 | 【目的・目標】 管理運営する施設の有効性について検討します。 【指標】 施設管理計画の策定 【基準値】 | 公有財産管理台帳、施設管理計画の整備を進めながら、施設の有効性等について検討を進めます。 | 公有財産台帳のデータの整備を進め、システム化しました。また、公営住宅については、長寿命化計画の策定及び債権管理に努めました。 | 今後、必要となる施設修繕及び工事費を予測し、長寿命化、維持管理体制、サービス水準等の視点から施設管理計画の内容を検討します。 | 施設管理計画を策定し、施設の再配置を検討 | 施設管理計画に基づく長寿命化又は再配置の取組 | 施設管理計画に基づく長寿命化又は再配置の取組 | 早期に、統一的に長寿命化及び維持管理費用を確認し、利用状況等から施設の妥当性について検討されたい。検討に際しては、民間での施設管理の取組及び指定管理者制度等の民間活力について十分に検討され、きめ細かな施設管理及び接遇改善等から住民サービスの向上に努められたい(【 37施設管理の民営化・委託化方針の策定】及び【 14施設使用料等、受益者負担の見直し】と関連)。 |
| 12-2 | | 公共施設の統廃合を含めた効率的な運用 (老朽化施設の計画的な統廃合、教育施設等の整備計画の策定) | 教育総務課/管理係 進捗管理者 大友 義孝 担当者 寒河江 克哉 | 幼稚園の統合について計画し、実施しました。 | 【目的・目標】 学校教育施設の再編を見据えた施設等の整備計画を作成します。 【指標】 整備計画の策定 【基準値】 | 子どもにとって、よりよい学校環境の在り方を調査審議する学校教育環境審議会での審議を進めます。 | 平成24年度において、学校教育環境審議会を5回開催し、主に学校の適正な規模及び配置について審議しました。 | 子どもにとってよりよい学校環境のあり方を調査審議する学校教育環境審議会を継続して開催します。(本年度、答申) | 教育施設の整備計画の策定 | 計画に基づく長寿命化又は再配置の取組 | 計画に基づく長寿命化又は再配置の取組 | 施設の再点検を行うとともに学校ごとの児童・生徒数についても考慮し、検討を進められたい。 |
| 13-1 | | 税金等収納率改善システムの確立 (税、使用料、手数料等の実態公表、個別管理、徴収担当者の増員、学校での啓発) | 徴収対策課/徴収対策係 進捗管理者 菅井 清 担当者 門間 裕匡 | 平成19年度にコンビニ納付を開始、平成21年度に徴収対策課を設置し、徴収体制の強化を図りました。 税(国民健康保険税含む。)の滞納繰越分の徴収率の推移 平成19年度 15.97% 平成22年度 24.76% | 【目的・目標】 公平な住民負担及び自主財源の安定的確保に向け、税等所有する債権の管理及び回収に努めます。 【指標】 現年度分の徴収率98.0%未満の科目件数の減少 【基準値】 15科目 (平成23年度) | 取組方針を定め、担当課と徴収対策課の役割を明確にし、現年度分の徴収体制の強化を図ります。 | 滞納繰越分の徴収率は、上昇しており、関係課と連携し、現年度分の徴収率向上と使用料等の債権管理状況の把握努めました。具体的な計画の策定までは至りませんでした。計画策定後、徴収に係る業務の委託化についても検討します。 【徴収率98.0%未満科目】 15科目 | ・収納率向上実施計画の策定 ・必要に応じた条例等の制定及び改正の検討 ・債権の状況に応じた徴収方法の検討 ・債権管理の内部研修の実施 ・実務担当者会議の開催 | ・債権の管理及び回収の徹底 ・債権管理の内部研修の実施 ・実務担当者会議の開催 | ・債権の管理及び回収の徹底 ・債権管理の内部研修の実施 ・実務担当者会議の開催 | ・債権の管理及び回収の徹底 ・債権管理の内部研修の実施 ・実務担当者会議の開催 | 各種の取組により徴収率が改善していますが、継続的な取組とするためにも、今後は、啓発活動の推進、徴収等に当たる職員のメンタルケア及び研修を通じた職員の意識向上に向けた取組を推進する必要があります。また、債権管理を徹底するために、時効対策を適切に行い公平性の確保に努められたい。 なお、徴収率の改善は公平性の確保はもちろんのこと、財政の健全化に寄与するものであり、徴収率に限らず目標金額等も掲げ、取り組まれたい。 |
| 13-2 | | 税金等収納率改善システムの確立 (税、使用料、手数料等の実態公表、個別管理、徴収担当者の増員、学校での啓発) | 税務課/管理徴収係 進捗管理者 川名 政彦 担当者 佐藤 吉則 | 賦課・徴収体制の確立、納税普及に努めましたが、学校と連携した取組は、行えませんでした。 | 【目的・目標】 税の使い道など納税の大切さを通じて、健全な金銭感覚を養うために納税の啓発に取り組みます。 【指標】 小・中学校での金銭(租税)教育の実施回数 【目標値】 年6回 | 学校教育又は父兄参加機会等での納税等意義及び啓発に努めます。 | 現年度分の徴収率向上及び債権管理状況の把握に努め、収納率向上に向けた取組を行いました。 | 教育委員会、学校と実施に向けた協議を進めます。 | 協議の整った小・中学校から実施 | 実施する小・中学校の拡充 | 実施する小・中学校の拡充 | 物が溢れている時代であるからこそ、健全な金銭感覚を養うための金銭・租税教育は、必要な取組です。職員数が減少する中で債権管理の強化等に取り組まれています。目の前の成果だけに捉われず、ぜひ、このような大切な取組を推進されたい。 |

2. 財政の健全化

| 区分 項目 | 重点等 項目 | 第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目 | 担当課 /係 /担当者 | これまでの取組 と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|---|------------------------------|------------------------------|--|
| | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施] 取組実績 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | |
| 14 | | 施設使用料 等、受益者負 担の見直し (全施設の収 支調査、使用 料及び各種手 数料の見直し) | 防災管財課 /施設管理係 進捗管理者 鈴木 仁 担当者 伊藤 俊行 | 平成22年4月に 公共物の使用料の見 直しを行いました が、施設等の使用料 の見直しについて は、行ってませ ん。 | 【目的・目標】 施設使用料の妥当性 について検討し、自主 財源の確保に努めま す。 【指標】 施設の収支調査の実 施 【基準値】 | 施設管理計画を策 定するに当たり、施 設ごとの収支調査を 行い、施設使用料及 び施設の有効性につ いて施設管理計画の 策定と一体的に検討 を進めます。 | 12-1「公共施設の 統廃合を含めた効率 な運用」項目の取組 に努めました。 | 施設使用料の見直 しを行います。見直 しに当たっては、施 設の収支状況等、施 設管理計画の策定と 一体的な取組を進め ます。 | 施設管理計画と 一体的に施設ごと の収支を調査し、 使用料の妥当性を 検討 | 施設管理計画に 基づき、使用料の 見直し | 施設管理計画に 基づき、使用料の 見直し | 公共施設の効率的な運用を行う上で、 収支状況を取りまとめ、利用状況及び維持 費用から適正な料金の転嫁を実施され たい。 |
| 15 | | 分譲団地の販 売促進強化 (駅東、練牛 分譲団地の販 売促進強化) | まちづくり推 進課 /定住化推進係 進捗管理者 武田 啓一 担当者 佐野 仁 | ゆとり～と小牛田 については、住宅供 給公社で販売してい ますが、平成23年 度に復興応援価格が 設定されました。 グリーンタウン (練牛)の販売は町 で行っていますが、 平成23年度に被災 者支援の減免措置を 講じました。 新聞、中吊り広告 掲載、住宅取得支援 金(建物の固定資産 税相当分)による販 売促進を行ってきま した。 | 【目的・目標】 分譲地の住宅取得を 推進し、人口減少の抑 制に努めます。 【指標】 総合計画で掲げられ る基準人口の維持率 【目標値】 100% | 定住化促進のため、 住宅取得者に対 する支援策を実施 し、販売を促進しま す。 | 1. 駅東(ゆとり～と 小牛田)の販売実績 平成23年度80件契 約、新規住宅取得支 援金18件 平成24年度63件契 約、新規住宅取得支 援金19件 (残り254区画) 2. 練牛(グリーンタ ウン南郷)の販売実績 平成23年度 6件契 約、新規住宅取得支 援金1件 平成24年度 1件契 約、新規住宅取得支 援金0件 (残り2区画) 住基人口 25,19 9人(4月1日現在、 外国人登録を除く) | 住宅取得支援金の 交付を継続して行 います。 | 住宅取得支援金の 交付を継続して 行います。 | 住宅取得支援金の 交付を継続して 行います。 | 住宅取得支援金の 交付を継続して 行います。 | 駅東の住宅地の販売は、住宅供給公社 が行っており、売れ残りによる町の負担 はありませんが、震災特需の陰りが見え る前に、積極的な販売促進に向けた新た な取組を検討されたい。 特に、町の賑わいづくりの観点から、 面積の大きな事業用地の販売強化のため に、事業用地を細分化し、コンビニエ ンスストア等の立地推進に向けた働きか けを進められたい。 |
| 16 | | 未利用地等の 売却及び活用 (町所有の遊 休土地・建物 の利用見込調 査と売却、賃 貸借等行動計 画の策定と推 進) | 防災管財課 /財産管理係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 鈴木 仁 | 町有財産有効活用 検討委員会を設置 し、検討を進め、平 成22年10月に入 札広告を行いました が、応募はありませ んでした。 | 【目的・目標】 遊休土地の有効利用 及び売却から自主財源 の確保に努めます。 【指標】 遊休土地の売却件数 【目標値】 8件 | 公有財産管理台帳 の整備を進め、遊休 土地の売却を進めま す。 | 12-1「公共施設の 統廃合を含めた効率 な運用」項目の取組 に努めました。 ・遊休土地の入札公告 1件 1件売却 ・売却予定地に看板を 設置 ・以前に入札公告を 行った物件(7件)の 先着順売払いを実施 しましたが、応募はあ りませんでした。 | ・整備した公有財産 台帳の精査 ・遊休土地の入札公 告の実施予定 2件 | 整備した公有財 産台帳から遊休土 地のリスト化 | 遊休土地の入札 公告の実施 | 遊休土地の入札 公告の実施 | 保有財産の資産評価を早期に行うべき です。そして、町のホームページを活用 し、売却予定地の情報を継続して広く発 信されたい。また、賃貸についても検討 し、土地を求める方のニーズに応じた遊 休土地の利用方法を検討されたい。 なお、土地の立地状況にもよりますが、 単に売却のための入札を行うだけでは なく、例えば、本町は脱原発を掲げて おり、再生エネルギー設備の設置等 のような各種施策と連携した有効な土 地の活用方法を検討されたい。 |
| 17 | | 企業立地の推 進 (立地したく なるような魅 力あるまちづ くり、地元企 業に対する支 援) | 企画財政課 /企業立地推進 係 進捗管理者 佐々木 義則 担当者 小林 誠樹 | 平成19年度に企 業誘致等行動計画を 策定し、取組を開始 し、新規企業の誘致 及び既存企業の支援 を行ってきました。 これまで、既存企業 の3社が増設、新規 企業4社と立地協定 を締結しました。 | 【目的・目標】 企業誘致の実現と町 内企業の経営状況の改 善に向けた取組みを推 進します。 【指標】 工業統計調査によ る、製造品等出荷額 【目標値】 280億円 | 立地候補地の条件 整備を進めます。 | ・企業立地セミナーの 開催 ・企業訪問の実施 ・新規企業3社が操業 | ・企業立地セミナー の開催 ・企業訪問の実施 | ・企業立地セミ ナーの開催 ・企業訪問の実施 | ・企業立地セミ ナーの開催 ・企業訪問の実施 | ・企業立地セミ ナーの開催 ・企業訪問の実施 | 地域活力の源でもある地域産業の活性 化に向けた取組として、ほかの地域との 差別化及びその情報発信により、新たな 雇用創出を図る取組を進められたい。 |

2. 財政の健全化

| 項目 | 重点等項目 | 区分 | 第2次美里町行政改革大綱・記載項目 | 担当課/係/担当者 | これまでの取組と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----|-------|----|---|--|--|---|--|--|------------------------------|--|--|--|--|
| | | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施]取組実績 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | |
| 18 | | | <p>その他広告収入等収入増施策</p> <p>(町広報紙、ホームページへの広告掲載、住民バス等への広告掲載)</p> | <p>総務課/総務係</p> <p>進捗管理者 高橋 章一</p> <p>担当者 加藤 敏典</p> | <p>平成20年度から広報紙及び町のホームページへの広告掲載を実施しました。</p> <p>平成23年度時点で、広報紙は、掲載枠に多くの申込みがあるのに対して、町のホームページは、広告掲載の申込みが少ない状況にあります。</p> <p>平成23年度 115万円</p> | <p>【目的・目標】</p> <p>広報紙、町のホームページへの広告掲載を推進し、自主財源の確保に努めます。</p> <p>【指標】</p> <p>広告収入額</p> <p>【目標値】</p> <p>140万円</p> | <p>広報紙、町のホームページのほか、住民バス未利用地での看板事業等の可能性を検討し、財源の確保に努めます。</p> | <p>広報紙、町のホームページへの広告掲載を募集し、自主財源の確保に努めました。</p> <p>その結果、広報紙の広告掲載の申込みが多くなりました。</p> <p>広告収入 144万8千円</p> <p>・広報紙 120万円</p> <p>・町のホームページ 24万8千円</p> | <p>広報紙、町のホームページへの広告掲載の募集</p> | <p>・広報紙、町のホームページへの広告掲載の募集</p> <p>・有効な広告媒体の検討</p> | <p>・広報紙、町のホームページへの広告掲載の募集</p> <p>・有効な広告媒体の検討</p> | <p>・広報紙、町のホームページへの広告掲載の募集</p> <p>・有効な広告媒体の検討</p> | <p>広報紙は、広告の掲載募集に対して応募が相当数あるようですが、定期的に広く募集されたい。また、町のホームページについては、広告媒体としての価値を高める取組(【1行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立】)を推進されたい。</p> <p>なお、新たな広告媒体の検討については、遊休土地への看板設置等の実施(【16未利用地等の売却及び活用】)を検討されたい。</p> |

一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目」に枝番を付してします。

3. 地方公営企業等の経営安定化

| 区分 項目 | 重点等 項目 | 第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目 | 担当課 /係 /担当者 | これまでの取組 と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----------|-----------|---|---|--|---|--|---|--|---|--|--|---|
| | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do【実施】 取組実績 | Plan【計画】 主な取組 | Plan【計画】 主な取組 | Plan【計画】 主な取組 | Plan【計画】 主な取組 | |
| 19 | | 水道事業の経営健全化 (民間委託も含めた中長期運営方針策定、水道料金の改定) | 水道事業所 /総務係 進捗管理者 早坂 由紀夫 担当者 齋藤 くみ子 | 浄水場の建設、老朽管更新によって、借入金の償還額が増加し、平成20年度から単年度収支が赤字、平成21年度に浄水場の運転業務を委託、日本水道協会の経営診断を基に、財政計画(案)を作成し、段階的な料金の見直しの検討を行いました。 | 【目的・目標】 安全で安定したおいしい水を供給する水道事業の経営の健全化に努めます。 【指標】 単年度収支の黒字化(経常収支比率) 【目標値】 100% | 経営の効率化及び経営基盤の強化に努め、業務のさらなる委託化、住民負担に配慮しつつ適正な料金体系の改定を行います。 | 財政計画を策定し、平成25年度、平成26年度に段階的に料金を見直すこととしました。 実績値 94.3% | ・小牛田地域、南郷地域の水道料金格差を調整し、平成25年5月徴収分から料金改定を実施 ・水道料金納入の利便性を図るためコンビニ収納の実施 ・財政計画と実際の収支の比較及び検証 | ・水道料金の見直し(統一水道料金の実施) ・財政計画と実際の収支の比較及び検証 | ・委託可能業務の洗い出し ・近隣事業体の委託業務の情報収集 ・財政計画と実際の収支の比較及び検証 | ・委託可能業務の実施検討 ・財政計画と実際の収支の比較及び検証 ・水道料金改定時期の検証 | 料金改定を行っていますが、激変緩和策として見直しを先送りしたことは、本来の企業経営の視点からは望ましくはありません。水道事業の経営の健全化に向けて、黒字化に向けた計画を早期に明らかにする必要があります。また、浄水場の管理及び防犯対策の徹底を図りたい。 |
| 20 | | 町立南郷病院の経営健全化 (検診による収益増、大崎圏域医療機関との連携強化) | 町立南郷病院 /事務局 進捗管理者 大橋 浩二 担当者 須田 政明 | 平成20年度に病院事業改革プランを策定、検討委員会による点検及び評価を行ってきました。平成20、21年度は、単年度収支が黒字化しましたが、その後、常勤医不足等から赤字となり、医師の確保が課題となっています。 | 【目的・目標】 地域医療及び初期の救急医療を担う町立南郷病院の経営の健全化に努めます。 【指標】 単年度収支の黒字化(経常収支比率) 【目標値】 100% | 医師数を確保し、安定した病院運営に努めます。検診の実施、検査受注、訪問診療の充実を努めながら、初期の救急医療を担いつつ、遠田・大崎地区の医療機関と連携し、救急医療体制の充実を図ります。 また、職員の自己啓発の誘発及び接遇研修に力を入れ、イメージの向上に努めます。 | 地域の初期の救急医療に努め、医療の質の向上を目指しながら、経営の安定化に努めました。 ・職員の接遇研修の実施 ・住民、職員検診の実施 ・初期緊急医療体制の確保 ・在宅訪問診療の実施 ・常勤医の確保 ・検査受注 | 地域の初期の緊急医療に努め、医療の質の向上を目指しながら、経営の安定化に努めます。 ・職員の接遇研修の実施 ・住民、職員検診の実施 ・初期緊急医療体制の確保 ・在宅訪問診療の実施 ・常勤医の確保 ・検査の受注 ・診療科目の充実 | ・職員の接遇研修の実施 ・住民、職員検診の実施 ・初期緊急医療体制の確保 ・在宅訪問診療の実施 ・常勤医の確保 ・検査の受注 ・診療科目の充実 | ・職員の接遇研修の実施 ・住民、職員検診の実施 ・初期緊急医療体制の確保 ・在宅訪問診療の実施 ・常勤医の確保 ・検査の受注 ・診療科目の充実 | 地域の初期医療として地元救急病院があるのは、住民にとって安心感があります。町立南郷病院の経営の健全化については、常勤医の確保に努め、外来及び在宅訪問診療並びに企業の職場健診を充実させたい。 | |
| 21 | | 下水道事業の経営健全化 (普及率及び水洗化率の向上、料金の適宜な見直し) | 建設課 /庶務係 進捗管理者 花山 智明 担当者 田村 太市 | 平成19、22年度に使用料の改定を行いました。 また、各種イベント会場での普及啓発活動を実施し、下水道の普及・啓発に努めました。今後、地方公営企業法適用の検討を進める必要があります。 平成23年度水洗化率 ・公共 73.1% ・農集 67.3% | 【目的・目標】 地域の生活環境の改善に向け、水洗化を推進し、下水道事業の経営の健全化に努めます。 【指標】 水洗化率の向上 【目標値】 公共 76.0% 農集 73.0% | 各種イベント等における啓発活動、改修資金の利子補給による水洗化を推進します。 下水道事業の健全化のため、住民負担に配慮しつつ、適正な使用料の料金体系の検討を進めながら、下水道事業の地方公営企業法適用に向けた準備を進めます。 | 各種イベントに参加(2回)し、下水道の普及啓発活動を行いました。また、側溝からの悪臭の苦情が寄せられた地域を戸別訪問し、水洗化について周知しました。 個別訪問件数 10件 加入(公共) 146件 融資幹旋(公共) 1件 加入(農集) 57件 融資幹旋(農集) 1件 地方公営企業法適用については、他の自治体の先行事例及び日本下水道協会の資料を基に、取り組むべき項目及びスケジュールについて検討を進めました。 | ・産業まつりで、下水道普及ブースを設営し、下水道の普及啓発に努めます。 ・戸別訪問及びポスティング活動を行います。 ・地方公営企業法適用に向けた、今後のスケジュールを明確にします。 ・移行に必要な事項の洗い出しを行います。 ・固定資産台帳等の各種台帳の整備を進めます。 | ・イベント等で、下水道普及ブースを設営し、下水道の普及啓発に努めます。 ・戸別訪問及びポスティング活動を行います。 ・組織体制の検討 ・資産評価 ・会計システムの検討 | ・イベント等で、下水道普及ブースを設営し、下水道の普及啓発に努めます。 ・戸別訪問及びポスティング活動を行います。 ・条例等の整備、課及び係の体制の確立 ・会計システムの試行 | ・イベント等で、下水道普及ブースを設営し、下水道の普及啓発に努めます。 ・戸別訪問及びポスティング活動を行います。 ・地方公営企業法の適用開始 | 経営の健全化に向けて、ストックマネジメントの基本項目を定め、適正な料金体系を確立するために、早期に複式簿記を導入すべきです。地方公営企業法(民間企業並みの会計基準)適用に向けた取組を進められていますが、本町が抱えている現状課題を明らかにし、水洗化率の高いほかの自治体の取組事例を参考としながら、供用開始を待つ住民のためにも水洗化の普及活動に努められたい。 なお、下水道事業の加入負担金は、住民にとって加入時の負担が大き過ぎます。普及活動に努めることは大切ですが、加入を推進する方法として限界もあることから、未加入状況を分析し、負担軽減を図る何らかのインセンティブの検討も必要です。 |

3. 地方公営企業等の経営安定化

| 項目 | 重点等項目 | 区分 | 第2次美里町行政改革大綱・記載項目 | 担当課/係/担当者 | これまでの取組と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----|-------|----|---|---|--|---|--|---|--|---|---|---|---------|
| | | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do【実施】取組実績 | Plan【計画】主な取組 | Plan【計画】主な取組 | Plan【計画】主な取組 | Plan【計画】主な取組 | |
| 22 | | | <p>第三セクターの経営改善 (経営状況評価、将来性の検証、経営状況評価、将来性の検証)</p> | <p>産業振興課 / 農業振興係 / 商工振興係 進捗管理者 繁泉 久弥 担当者 佐々木 榮一</p> | <p>(有)とんたろうは、農業振興を担い、加工肉等の卸・販売、(有)ふれあい公社は、交流の森・交流館の指定管理者として、住民の余暇活動、地域住民と都市住民の交流活動を推進しています。</p> <p>(有)とんたろう…8月決算(10月総会) (有)南郷ふれあい公社…3月決算(5月総会)</p> | <p>【目的・目標】 第3セクターの設立目的を達成するための活動を支援します。</p> <p>【指標】 単年度収支の黒字化(当期純利益)</p> <p>【目標値】 2社</p> | <p>(有)とんたろうは、黒字決算となっていますが、直販による収益性を高めるため、物産・観光イベント情報の提供により販売機会の増加等の支援を行います。</p> <p>交流の森・交流館の指定管理者である(有)南郷ふれあい公社は、一般客の受入れ増加による収益の改善に向けた検討を進めます。</p> | <p>(有)とんたろう ・出資額 320万円 ・ホームページの開設 ・個人顧客向け産直ギフトの取組 ・各種イベントへの出店 (有)南郷ふれあい公社 ・出資額 1,200万円 ・施設の修繕を実施 ・商工会、スポーツ団体等地域の団体との共催による施設利用の推進 ・インターネットや新聞広告等によるPR ・指定管理料 380万円</p> | <p>(有)とんたろう ・各種イベントの情報提供 ・積極的な商品提案による仙台圏でのシェアの拡大 ・産直市場、直売ギフトの取組 (有)南郷ふれあい公社 ・商工会、スポーツ団体等地域の団体との共催による施設利用の推進 ・インターネットや新聞広告等によるPR ・指定管理料 380万円</p> | <p>(有)とんたろう ・イベント情報の提供 ・産直市場、直売ギフトの取組 (有)南郷ふれあい公社 ・商工会、スポーツ団体等地域の団体との共催による施設利用の推進 ・インターネットや新聞広告等によるPR</p> | <p>(有)とんたろう ・イベント情報の提供 ・産直市場、直売ギフトの取組 (有)南郷ふれあい公社 ・商工会、スポーツ団体等地域の団体との共催による施設利用の推進 ・インターネットや新聞広告等によるPR</p> | <p>経営の主体性を尊重しつつも、中長期的な収益を確保できるように、経営状態の把握に努め、経営の安定化に向けた支援を検討されたい。</p> | |

一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目」に枝番を付してします。

4. 職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化

| 区分 項目 | 重点等 項目 | 第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目 | 担当課 /係 /担当者 | これまでの取組 と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----------|-----------|---|--|---|--|--|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|
| | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施] 取組実績 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | |
| 23 | | 住民ニーズの 適正な把握と 反映 (電子メール、郵送、直接相談、会議、懇談会、アンケートの実施等意見の一元集約、対応) | 総務課 /人事給与係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 日野 剛 | 委員会委員の公募制、パブリックコメント手続の導入による職員意識の向上に努めました。 | 【目的・目標】 平成25年度上半期までに、人材育成方針を策定し、職場環境及び人事管理並びに仕事の進め方の改善、研修の充実等の各項目ごとに、具体的に取組を推進します。 【指標】 実施計画の策定 【基準値】 策定の有無 | 平成25年度中に、実施計画を策定します。 1. 職場環境の改善 2. 人事管理 3. 仕事の進め方 4. 研修の充実 | 人材育成方針(案)を策定 | 人材育成方針に基づく、実施計画の検討及び作成 | 職員アンケートの実施 | 職員アンケートの実施 | 職員アンケートの実施 | 経営において「組織は人なり」と言われており、職員の意識改革、やる気が出る職場づくりは、何よりも大切です。 職階又は年齢に応じた研修を継続して実施し、職員自らが進んで研修に参加したり、OJTを徹底し自主学習等に意欲的に取り組むことができる職場改善から、新たな組織風土の形成に至るよう、各項目の取組について具体化した実施計画を早期に策定し、多様な取組から職員意識の改革を進める必要があります。 |
| 24 | | 職員の倫理規程及び行動規範の策定と公表 (利害関係者との禁止事項、説明責任の徹底、要望・苦情への真摯な対応と情報共有、積極的な地域行事への参加) | 総務課 /人事給与係 進捗管理者 日野 剛 担当者 加藤 千尋 | 平成21年度に職員の倫理規程を策定しました。 | 【目的・目標】 職務の執行の公正さに努め、住民から疑念や不信を抱かれることなく、住民から信頼されようとする努めます。 【指標】 懲戒処分者数 【基準値】 0人 | 職員倫理規程の順守の徹底、苦情申出制度の導入と情報管理体制の確立を図ります。 | 職員への綱紀保持の周知等のほか、平成24年5月に美里町苦情取扱規程を施行し、これまで、統一されていなかった苦情の取扱いに関し、対応方法を定めました。 | ・職員への綱紀保持の周知等 ・苦情申出に対する対応管理 | ・職員への綱紀保持の周知等 ・苦情申出に対する対応管理 | ・職員への綱紀保持の周知等 ・苦情申出に対する対応管理 | ・職員への綱紀保持の周知等 ・苦情申出に対する対応管理 | 職員倫理規程について職員の理解度を高めるために、毎年度、定期的な研修機会を設け、職員の意識向上を図り、普段の業務に生かすべきです(【29職員研修制度の確立と計画的な実行】と関連)。 その上で、上司は、部下の勤怠管理に心がけ叱る優しさが必要であるとともに、部下が上司の間違いを指摘できる内部体制を確立する必要があります。そのような取組が、各課での日常業務遂行の際の職員意識の変革につながり、苦情対応では、大切な初期対応の向上につながります(【6行政相談体制の強化充実】及び【41住民ニーズの適正な把握と反映】と関連)。 取組を進める中で、行動理念策定の必要性も検討されたい。 |
| 25 | | 職員懲罰規程の改定と公表 (飲酒運転、不正関与の厳罰化等) | 総務課 /人事給与係 進捗管理者 日野 剛 担当者 加藤 千尋 | 平成21年4月に懲戒処分等に関する規程及び懲戒処分等の公表基準に関する規程を策定しました。 | 【目的・目標】 職員の不祥事に対しては、厳しい姿勢で臨み、住民に対する説明責任を果たし、住民に信頼される公正で透明な町政の確立を目指します。 【指標】 懲戒処分者数 【基準値】 0人 | 各種条例等により適切な対応を行います。 | 職員への綱紀保持の周知等 | 職員への綱紀保持の周知等 | 職員への綱紀保持の周知等 | 職員への綱紀保持の周知等 | 職員への綱紀保持の周知等 | 法令順守は当たり前のことであり、その徹底と公務員としての倫理教育に努められたい(【24職員の倫理規程及び行動規範の策定と公表】と関連)。 なお、職員懲罰規程に該当しない場合でも、不適切な事案については、再発防止策の通知に留まることなく、類似する事案がないか、問題が潜在化していないか組織的なリスク管理の徹底から、住民サービスの向上に努められたい。 |

4. 職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化

| 区分 項目 | 重点等 項目 | 第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目 | 担当課 /係 /担当者 | これまでの取組 と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----------|-----------|---|---|---|--|---|---|---|---|--------------------------------------|--|--|
| | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施] 取組実績 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | |
| 26 | | 実績主義による人事評価制度の導入 (努力し成果を上げた職員が認められる制度の導入、業績評価の導入と活用) | 総務課 /人事給与係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 日野 剛 | 人事評価に関する研修会に人事担当者が参加しましたが、具体的には、取り組めていません。 | 【目的・目標】 ・計画的な人材の育成 ・職員資質の向上 ・組織風土の変革 【指標】 制度導入時に設定 【目標値】 制度導入時に設定 | 人材育成方針に基づき、関連する項目を整理し、人事評価の取組を進めます。目標管理を導入し、業務成果と人事評価の連携について検討を進めます。 | 人事管理の取組として、平成25年4月1日の人事異動に際して、人事異動方針を作成し、人事異動をする目的を明確にしました。 | ・人事評価の制度(案)の作成 ・職員へ周知 | ・試行(管理職) ・評価者(管理職等)研修 | ・試行(その他職員) ・評価者(管理職等)研修 ・全職員研修 | 本格導入 | 人事評価については、民間では当たり前の取組です。取組の有効性を確保するために客観的な評価基準を設け、職員の士気及び能率向上を図るためにも導入する必要があります。 普段の業務を通じ、議論する癖を身に付け、よりよい職場づくりを意識することが大切であり、人事評価の導入を機に、意欲的に課題に取り組む組織風土の形成に努められたい。 |
| 27 | | 決裁権限見直しなどによる決裁時間の大幅縮減 (意思決定の迅速化) | 総務課 /文書法令係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 加藤 敏典 | 平成19年、平成21年、平成22年に専決事項の見直しを行うとともに、平成23年から電子決裁を導入しました。 | 【目的・目標】 組織的な意思決定の迅速化に努めます。 【指標】 専決事項見直し件数 【目標値】 課題精査後に設定 | 各課の報告・連絡・相談の徹底、ほかの行革取組項目の住民等からの施策提案に対する管理から、未決事項の把握に努めます。また、専決事項の見直しを検討するとともに、文書の電子化の推進を図ります。 | 他の行革取組項目ですが、住民からの施策提案、3月議会定例会から議会で「検討」と答弁した事項について管理する取組を進めました。また、課設置の見直しに併せて、専決事項を精査し、改正しました。 | 専決事項の見直しが必要な課題の洗い出しを行います。 | 専決事項の見直し | | 住民から寄せられる苦情・要望、事務事業課題等に対する意思決定の迅速化を図るために、決裁基準の見直しに限らず、文書管理の徹底、情報の共有、決裁の電子化等について一体的に検討されたい。 | |
| 28 | | 外部人材導入による活性化と職員の意識改革 (各種委員会、審議会等へ高度な専門知識を有する人材の活用) | 総務課 /人事給与係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 日野 剛 | 平成20年度から3年間、企業誘致推進専門員を配置しました。 | 【目的・目標】 外部人材の登用により組織全体の活性化及び職員の意識改革を進めます。 【指標】 外部人材の登用者総数 【目標値】 3人 | 宮城大学等、産学連携による人材の活用、専門員の配置検討を進めます。また、任期付職員等の採用について、検討します。 | 専門員の配置分野の検討を進めました。 | 徴収体制の強化、徴収ノウハウの構築のため、外部から徴収特別指導員1人を配置します。 | 徴収体制の強化、徴収ノウハウの構築のため、外部から徴収特別指導員1人を配置します。 | | | 宮城大学との連携、市町村との人事交流、徴収特別指導員の配置といった外部人材の登用、被災地への職員派遣といった取組も進められているようです。今後も、専門分野を中心に積極的に外部人材の登用を推進し、組織の効率化及び活性化並びに職員の意識改革に努められたい。 |

4. 職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化

| 区分 | 項目 | 重点等項目 | 第2次美里町行政改革大綱・記載項目 | 担当課/係/担当者 | これまでの取組と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----|----|-------|--|--------------------------------------|---|---|---|---|---|--|--|--|---|
| | | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施]取組実績 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | |
| 29 | | | 職員研修制度（人材育成制度）の確立と計画的な実行 （職階別、専門、自主、職場等の研修体系の整備と受講徹底、自主学習の推奨） | 総務課/人事給与係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 日野 剛 | 外部研修を主に実施してきましたが、積極的に人材育成に取り組んでいませんでした。そこで、平成23年度から基本である接客研修を全職員を対象に実施しました。 しかし、通常業務が忙しいという理由で、研修に参加できない職員もいました。 | 【目的・目標】 職員の役割は、質の高い仕事を通じて、住民サービスを提供することであることから、職員個々の能力開発を効果的に推進するために研修の充実を図ります。 【指標】 研修受講者数 【基準値】 （平成24年度研修受講者数を基準値としました。） 320人 | 人材育成方針に基づき、中期職員研修計画を策定し、テーマに応じた、町主催研修、庁内実務研修、派遣研修を進めます。 また、自己学習を推進するための支援体制づくりを進めます。 接客マナーの向上の取組としては、窓口等の接遇の外部評価を導入します。 | 年次研修計画に基づき、階層・実務等の目的に応じて、町主催及び派遣研修を実施しました。 【町主催（庁舎内）研修】 ・クレーム対応研修（参加者178人） ・ファシリテーター研修（24人） ・OJT研修（17人） 【庁内実務（職員講師）研修】 ・新規採用職員研修（5人） ・労務管理研修（20人） ・情報システム研修（39人） 【外部派遣研修】 ・階層別研修（19人） ・専門研修（会計学、契約事務、法令実務、課税・徴収・住基事務）（18人） 受講者総数 320人 | ・中期の研修計画の策定 ・臨時、非常勤職員の接客研修の実施 ・窓口等の接遇の外部評価の実施 【町主催（庁舎内）研修】 ・接客マナー向上研修（参加者200人） ・ファシリテーター研修（20人） ・政策法務研修（10人） 【庁内実務（職員講師）研修】 ・新規採用職員研修（2人） ・契約実務研修（20人） ・公営企業会計研修（10人） ・債権管理研修（40人） ・情報システム研修（20人） 【外部派遣研修】 ・階層別研修（20人） ・専門研修（債権管理、条例・規則作成、会計学等）（10人） 受講予定者総数 352人 | ・中長期の研修計画に基づく研修（町主催、庁内実務、派遣）の実施 ・臨時、非常勤職員等の接客研修の実施 ・窓口等の接遇の外部評価の実施 | ・中長期の研修計画に基づく研修（町主催、庁内実務、派遣）の実施 ・臨時、非常勤職員等の接客研修の実施 ・窓口等の接遇の外部評価の実施 | ・中長期の研修計画に基づく研修（町主催、庁内実務、派遣）の実施 ・臨時、非常勤職員等の接客研修の実施 ・窓口等の接遇の外部評価の実施 | 人材の育成については、個々のスキル向上も大切ですが、まず、担当する業務に精通することが住民サービスの向上につながります。そのため、ジョブローテーションも大切ですが、専門性を有する職員の育成も必要です。 職員研修については、目指す職員像を明らかにし、中期研修計画を早期に策定する必要があります。現在、接客を始めとした研修に意欲的に取り組まれています。町主催の庁内研修に力を入れ、個人のスキルアップに留まらず、研修成果を組織全体に広める取組を、より一層、推進されたい。また、従来の知識習得型に偏りせず、地域課題及びまちづくり等の町政課題について、職員自ら議論に参加するような能動的研修についても実施し、人材の育成に努められたい。 |
| 30 | | | 職員定員適正化計画の策定と公表 （所属別職員数の公表） | 総務課/人事給与係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 日野 剛 | 定員適正化計画を策定すると共に、人件費の公表を行ってきました。 職員数の推移 平成19年度 322人 平成23年度 281人 | 【目的・目標】 効率的な組織を構築するため、最少の経費で、最大の効果を上げるため、職員の適正な配置を目指します。 【指標】 4月1日現在の職員数 【目標値】 260人 | 広報紙及び町のホームページで人件費等について公表するとともに、施策展開及び行政改革の推進と連携し、適切な見直しと目標管理に努めます。 | 類似団体と比較しながら、美里町の地域特性、職員階層、職種等を考慮し、職員数の適正な管理に努めました。 平成24年4月1日現在 275人 平成24年度中の職員の増減 ・退職（定年） 8人 ・退職（勤奨） 4人 ・自己都合退職 1人 ・新採 4人 | 類似団体と比較しながら、美里町の地域特性、職員階層、職種等を考慮し、職員数の適正な管理に努めます。 平成25年4月1日現在 266人 | 類似団体と比較しながら、美里町の地域特性、職員階層、職種等を考慮し、職員数の適正な管理に努めます。 | 類似団体と比較しながら、美里町の地域特性、職員階層、職種等を考慮し、職員数の適正な管理に努めます。 | 計画を策定し、正規職員数の減少から歳出の抑制に努められています。臨時・非常勤職員数及び時間外勤務手当の支給額は増加傾向にあるようです。職員数の減少が目的ではありませんから、効率的又は効果的な取組となっているか検証する必要があります。 なお、重点的な施策の推進の際には、正規職員の配置が効果的であるならば、優先的に正規職員を配置する等、戦略的な職員配置に努められたい。 | |
| 31 | | | 民間手法の積極的導入 （改善提案、目標管理等の導入） | 総務課/総務係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 加藤 敏典 | 政策評価を導入しましたが、特に、民間手法と位置付けた取組は行っていません。 また、総合計画の施策管理に目標設定を行いました。 | 【目的・目標】 すべての係が業務目標及びスケジュールを明確にし、毎年度取り組むべき項目について議論する職場環境を整備し、職員の目的意識の向上に努め、職場の雰囲気改善の上で、毎年度、各課から改善の提案を提出させます。 【指標】 1課（室）1提案の実施 【目標値】 17件 | 総合計画の施策について目標管理を導入しました。業務の目標管理については、人事評価の取組と併せて検討を進めます。事務改善については、庁内の内部統制の強化から、日常的に事務改善を行える職場づくりに努めます。 また、下水道事業の複式簿記の導入について検討を進めます。 | 職場での実践が一番大切であることから、各課において、身近なことから事務改善するよう指示しました。 | ・スプリングレビューを実施し、スケジュール管理、係の目標、取組項目等について、副町長ヒアリングを実施します。 ・スケジュール管理フォームの統一化の検討 ・各課職場でのミーティングの推進 ・改善提案の実施検討 | ・スプリングレビューの実施 ・スケジュール管理、目標管理の徹底 ・各課職場でのミーティングの推進 ・1課（室）1提案の実施 | ・スプリングレビューの実施 ・スケジュール管理、目標管理の徹底 ・各課職場でのミーティングの推進 ・1課（室）1提案の実施 | ・スプリングレビューの実施 ・スケジュール管理、目標管理の徹底 ・各課職場でのミーティングの推進 ・1課（室）1提案の実施 | 改善提案又は各課ミーティングの推進を取組に掲げていますが、職場において部下から積極的に改善提案がなされるような職場の雰囲気づくりに、セクションマネージャーである課長は努められたい。 なお、職場での取組改善につながるよう、各課でキャッチフレーズを掲げ職員の意識改善に努められたい。 |

一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目」に枝番を付してします。

5. 住民の理解を得た協働システムの構築と推進

| 区分 | 項目 | 重点等項目 | 第2次美里町行政改革大綱・記載項目 | 担当課/係/担当者 | これまでの取組と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----|----|-------|--|--|---|--|---|---|---|--|---|--|--|
| | | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施]取組実績 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | |
| 32 | | | 自治基本条例の制定と運用 (まちづくりの基本となる町、議会、住民、団体等の役割の明確化) | まちづくり推進課 /まちづくり推進係 進捗管理者 武田 啓一 担当者 佐野 仁 | 積極的に学んでいる住民や団体もありますが、具体的な取組は行っていません。 | 【目的・目標】 住民参画と協働による住民主体の自治の在り方等に係る基事項の明確化を図ります。 【指標】 自治基本条例制定の検討 【基準値】 | 情報発信等に努めながら住民参画を推進し、条例制定の必要性について検討を進めます。 | 現行の法令、条例等により適正な行政運営に努めながら、自治基本条例について情報の収集を行いました。 | 自治基本条例の必要性についての内部検討並びに積極的に学んでいる住民及び団体との意見交換を進めます。 | ・職員の検討会 ・住民及び団体との意見交換 ・行政参加等の現状把握(検証と分析) | 論点整理と方向性を定める。 | 自治基本条例の制定については、町の憲法と位置付けるのであれば、制定を躊躇することはなく、町民を巻き込んだ議論に発展させ、検討を進められたい。 | |
| 33 | | | 地域づくり支援制度の確立 (退職者の参加誘導、既存人材バンクの再編整備、リーダー育成、助言・指導) | まちづくり推進課 /まちづくり推進係 進捗管理者 佐野 仁 担当者 堀田 修一 | 行政区を対象にコミュニティ、自主防災・防犯、高齢者生きがい、環境美化事業を行い、全行政区で取り組んでいます。 平成23年度は、各行政区を訪問し、地域づくりについて意見交換を行いました。 なお、人材バンク等への取組は行っていません。 | 【目的・目標】 地域活動の場の提供、地域活動情報の発信から、地域活動の活性化を支援します。 【指標】 地域づくり支援事業の実施率 【基準値】 100% | 地域活動を推進するために、地域づくり支援事業の充実を図りながら、優秀な人材を地域が活用できるように、人材バンク登録制度の見直しを行い、地域活動の活性化を図ります。 | 全64行政区で地域づくり支援事業を実施、地域活動施設整備を推進しました。また、地域活動の課題を把握するために、各行政区訪問(歩くまちづくり推進事業)を実施しました。 | 新たな行政区である駅東行政区を含めた全65行政区での地域づくり支援事業の実施を支援します。また、人材バンク登録内容を精査し、求められるニーズへの活用方法について検討を進めます。 なお、宮城大学と連携しながら各行政区の課題解決に向けた取組を推進していきます。また、引き続き、歩くまちづくり推進事業を実施します。 | ・地域づくり支援事業の継続 ・人材バンクの創設と周知 ・歩くまちづくり推進事業の実施 | ・地域づくり支援事業の継続 ・人材バンクの周知 ・歩くまちづくり推進事業の実施 | ・地域づくり支援事業の継続 ・人材バンクの周知 ・歩くまちづくり推進事業の実施 | 地域の主体性を尊重し、地域の活性化を推進するために、地域自らが課題解決に取り組める提案型等による取組について検討されたい。また、地域活動を推進するためには、各種委員又は地域を単位としたボランティア活動等、地縁に基づく取組の再点検を行い、地域の役割の明確化を図りながら、地域の活性化を推進するための支援体制について検討されたい。 |
| 34 | | | 定期的行政・住民懇談会の実施 (行政情報の提供、住民ニーズの把握、住民懇談会の目的の明確化と開催形態の多様化) | 総務課 /広報広聴係 進捗管理者 相澤 直子 担当者 高橋 宏明 | 町主催の定期的な住民懇談会について、毎年開催してきましたが、参加者が少なく、テーマ及び開催方法について検討する必要があります。 住民懇談会の開催状況 ・平成19年度 9会場 150人 ・平成20年度 9会場 147人 ・平成21年度 20会場 266人 ・平成22年度 9会場 186人 ・平成23年度 9会場 87人 | 【目的・目標】 住民に、より分かりやすい形での住民懇談会の開催に努めます。 【指標】 住民懇談会の参加者数 【目標値】 200人 | 広聴活動を充実するために、出前型の住民懇談会を開催します。 | 住民懇談会については、これまで、休日・夜間の開催日を設けながら町で日程を決めて開催してきましたが、平成24年度から、地域及び団体の要望に応じた出前型で開催しました。 6回開催 189人 | 住民懇談会の制度を周知し、開催要望の増加につなげます。 広聴機能の強化については、「1行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立」で多様なツールの検討を進めます。 | 住民懇談会の制度の周知 | 住民懇談会の制度の周知 | 住民懇談会の制度の周知 | 住民の声を聴く、分かり易い説明、情報交換及び情報の共有は大切な広聴活動であり、行政サービスに対する行政の大切なモニタリング機能です。 住民懇談会を出前型で行うなど住民参加の取組に対する試行又は改善が行われ、参加者数という点では一定の成果も得られているようですが、出前型という受動的な取組だけではなく、住民の声を聴くために、能動的な取組を検討されたい。 |

5. 住民の理解を得た協働システムの構築と推進

| 区分 | 項目 | 重点等項目 | 第2次美里町行政改革大綱・記載項目 | 担当課/係/担当者 | これまでの取組と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----|----|-------|---|--|---|---|--|--|--|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--|
| | | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施]取組実績 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | |
| | 35 | | 住民協働によるまちづくりシステムの構築と推進 (行政と住民、団体の話し合いによる役割分担の明確化、まちづくり推進体制の構築) | まちづくり推進課/まちづくり推進係 進捗管理者 武田 啓一 担当者 佐野 仁 | 平成20年度にまちづくり会議と協働による「転入者にやさしいガイドブック」を作成しましたが、その他に新たな取組は、行っていません。 平成23年度のNPO法人数 6団体 | 【目的・目標】 高まる行政需要に対してNPO等、多様な担い手と連携したまちづくりの推進体制を構築します。 【指標】 町内に活動拠点を置くNPO法人数 【目標値】 8団体 | みさと地域活動サポートセンターを中核に位置付け、情報発信、研修、相談体制の充実を図り、住民活動を推進します。 | NPO等の活動を支援するみさと地域活動サポートセンターの設立を支援しました。 | みさと地域活動サポートセンターを拠点として、各種研修会の開催や相談体制の充実を図ります。 | ・各種研修会の実施 ・相談体制の確立 ・情報の提供 | ・各種研修会の実施 ・相談体制の確立 ・情報の提供 | ・各種研修会の実施 ・相談体制の確立 ・情報の提供 | 団体をNPO法人化することのメリット及び既存のNPOの活動状況を積極的に情報発信しながら、人材バンク登録者及び趣味サークルで活動する住民及び団体が公共性の高い活動団体については、法人化を後押しできるような具体的な支援を検討されたい。 |

一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目」に枝番を付してします。

6. 簡素で効率的な組織体制の確立

| 区分 項目 重点項目 | 第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目 | 担当課 /係 /担当者 | これまでの取組 と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|------------------|--|--|---|--|--|--|---|------------------|------------------|------------------|--|
| | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施] 取組実績 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | |
| 36 | 事務事業の委託化方針の策定 (住民サービスの向上と経費節減の両面からの検証) | 総務課 /行政改革推進係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 小野 英樹 | 住民バスの運行及び浄水場の管理の委託、地区館及びスポーツ施設の指定管理者制度の活用を行いました。具体的な方針は策定していません。 | 【目的・目標】 民間でできることは民間に委ね、行政の効率化を図り職員の定員適正化計画を達成します。 【指標】 新たな委託事務事業数 【目標値】 4件 | 平成25年度に委託化基本方針を策定し、住民サービスの向上に関する視点を加味しつつ、実施に向けて、行政の専門分野及び現業職の職場等について、担当課と協議を進めます。 | サマーレビュー(夏季政策協議)を行い、事務課題と委託可能事務のヒアリングを行うとともに、委託事務の分類整理を行いました。委託事務の要望は、多くありませんでした。 | 委託化方針の策定 ・行政の専門分野であった庁内事務の委託化の検討 ・現業職の業務の委託化の検討 | | | | 委託化基本方針を策定していますが、職員が行うべき業務、委託可能な業務、住民サービスの向上、費用対効果を総合的に勘案し、現業部門の業務及びこれまで委託化してこなかった窓口等の定型的な業務についても、積極的に見直す必要があります。 なお、事務事業の実施手法を判断する際には、専門性が必要とされる業務等は、委託化に限定せず、積極的思考を持つ退職職員の再任用及び優秀な任期付職員の採用等幅広く検討されたい。 |
| 37 | 施設管理の民営化・委託化方針の策定 (民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定) | 総務課 /行政改革推進係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 小野 英樹 | 文化会館、地区公民館、スポーツ施設について指定管理者制度に移行しました。 | 【目的・目標】 民間でできることは民間に委ね、行政の効率化を図ります。 【指標】 指定管理者制度への移行数 【目標値】 5件 | 委託化基本方針を策定する際に、住民サービスの向上に関する視点を加味し、検証を進めます。 | 関係課と方向性について担当者レベルでの協議を行い、方向性の検討を進めることとしました。 | 事務事業の委託化方針と併せて、施設管理の民営化方針についても策定します。 | | | | 民営化又は指定管理者制度の活用を積極的に検討されたい。検討に際しては、施設の目的に応じて幅広く意見を聴き、住民サービスの低下を招くことのないよう留意されたい。 なお、指定管理者を選定する際は、民間のノウハウを活用することによる住民サービスのレベル向上を目的として、原則として、公募により選定されたい。 |
| 38 | 事務事業評価制度の充実 (目標志向、成果重視の行政の実現、自ら考え行動できる職員の育成、予算への反映) | 企画財政課 /政策係・財政係 進捗管理者 佐々木 義則 担当者 小林 誠樹 | 平成21年度から事務事業別予算の編成を実施しました。また、目標志向、成果重視を図るため、総合計画に、新たに政策目標及び施策の主要目標を設定しています。 | 事務事業評価から施策評価へ手法を転換しており、施策目標の実現手段として事務事業を実施しています。 美里町総合計画実施計画の年度ローリング及び成果の把握を継続的に実施するとともに、施策目標の進捗管理を行います。 財政健全化計画を状況に応じて見直しを図り、予算へ反映させます。 | 目的・目標をより意識した事業展開を図るため、事業別予算から施策別予算への移行を図り、実施計画を作成しました。 「9 総合計画の進行管理の徹底」と一体的に進めます。 | | | | | | 【9 総合計画の進行管理の徹底】と一体的な取組を推進されたい。 |

6. 簡素で効率的な組織体制の確立

| 区分 | 項目 | 重点等 項目 | 第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目 | 担当課 /係 /担当者 | これまでの取組 と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----|----|-----------|--|--|--|--|---|--|------------------|------------------|------------------|------------------|---|
| | | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do【実施】 取組実績 | Plan【計画】 主な取組 | Plan【計画】 主な取組 | Plan【計画】 主な取組 | Plan【計画】 主な取組 | |
| | 39 | | 不断の組織体制の見直し (限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成) | 総務課 /総務係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 小野 英樹 | 総合支所方式を見直し分庁舎方式を採用し、職員の集中と削減に努めるとともに、重点課題に取り組むために徴収対策課、防災管財課等を新たに設置しました。 | 【目的・目標】 機能的な組織体制を構築します。 【指標】 課設置の見直し検討数 【目標値】 5件 | 組織機構の見直し検討、必要に応じて事務委任及び特区の活用についても検討し、効率的な運営を図ります。 | 平成25年4月から生涯学習課を廃止し、既存のまちづくり推進課に再編しました。 | | | | | 「不断」の組織体制の見直しを行うこととしており、組織体制の見直し結果の検証が大切です。 |

一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目」に枝番を付してします。

7. 行政ニーズへの迅速、的確な業務運用の確立

| 区分 | 項目 | 重点等項目 | 第2次美里町行政改革大綱・記載項目 | 担当課/係/担当者 | これまでの取組と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|------|----|-------|--|---|---|---|--|--|---|---|-----------------------------------|-----------------------------------|---|
| | | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施]取組実績 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | Plan[計画]主な取組 | |
| 40 | | | 住民ニーズの適正な把握と反映 (電子メール、郵送、直接相談、会議、懇談会、アンケートの実施等意見の一元集約、対応) | 総務課/広報広聴係 進捗管理者 相澤 直子 担当者 高橋 宏明 | 行政主体の住民懇談会を、休日や夜間も含めて開催してきましたが、参加者は多くありませんでした。また、多様な方法で寄せられた情報の管理について組織的な管理は、行えていません。 | 【目的・目標】 住民から寄せられた意見等に対する組織的な対応管理から、広聴機能の強化に努めます。 【指標】 データ管理の実施 【基準値】 | 施策提案、苦情申出に分類し、申出手法に関係なく情報をデータ化し、組織的に管理する仕組みを確立し、他の広聴に関連する取組項目と一体的に進めます。 | 提案箱の設置を機に、施策提案と苦情申出に分類し、情報の一元管理に努め、総務課に寄せられた内容については、担当課任せにせず、内容に関わらず総務課で回答することとしました。 | ・各課に寄せられる施策提案及び苦情申出のデータ化の推進 ・寄せられる情報の分類、必要な改善措置 | 総括及び継続した取組の実施 | 総括及び継続した取組み実施 | 総括及び継続した取組の実施 | 情報の一元化及び共有を早期に実現し、住民から信頼される行政を確立されたい。 住民から信頼される行政を確立するためには、当然のことながらコンプライアンス（法令順守）がこれまで以上に強く求められます。職員の倫理保持及び法令遵守、不当要求に対する職員の安全確保、町の公益を害する事実の早期是正、住民自治、公正かつ民主的な町政運営を確立するための条例等の整備を早期に実現されたい。 その上で、住民ニーズを把握する具体的な取組として施策提案と苦情申出は別に管理し、施策提案については、庁内の政策を検討する会議に諮り、町として意思を決定するような取扱いの明確化が必要です。その上で、寄せられた要望及び苦情については、緊急性等の区分から回答期日を設定し、迅速に対応することが必要です。住民は、少なからず役場に話せば、解決してもらえるという期待があります。苦情と捉えるのではなく、住民サービス向上のためのありがたい情報として取り扱っていただきたい。情報の一元化に際しては、先進事例を参考にしつつ、町の課題及び住民ニーズに迅速かつ適切に対応する専門の窓口の設置を強く望みます。 |
| 41 | | | 窓口・公共施設等の住民サービスの充実 (ワンストップサービス、利用者の利便性向上、業務全般のサービス充実) | 町民生活課/住民係 進捗管理者 後藤 康博 担当者 扇子 美津男 | 窓口で、転入転出に係る手続の一覧及び申請書類をお渡ししています。また、税等の取組項目ですが、コンビニ収納の実施、小牛田及び南郷地域での衛生、農政、教育関係窓口の補完窓口業務、職員の接遇研修に取り組みました。 | 【目的・目標】 わかりやすい案内、丁寧な窓口対応から、住民サービスの向上を図ります。 【指標】 窓口利用者の満足度の上昇 【基準値】 平成25年度の調査の結果を基準値に設定 | 総合案内、窓口の補完業務の充実、証明書の自動交付機の設置及びコンビニ交付の実施検討の他に、多様な納付方法の検討、職員の接遇の向上等の他の取組項目と連携し、住民サービスの充実を図ります。 | 本庁舎1階に各係の窓口誘導ライン等を設置しました。 | ・窓口事務の職員マニュアルの作成 ・補完業務の内容精査 ・来庁者窓口利用アンケート調査の実施 | ・窓口及び補完業務の内容の充実 ・コンビニ交付、自動交付機の設置検討 ・来庁者窓口利用アンケート調査の実施 | ・マイナンバー法の対応 ・来庁者窓口利用アンケート調査の実施 | ・マイナンバー法の対応 ・来庁者窓口利用アンケート調査の実施 | 手続の方法を選択できるサービスの充実も大切ですが、業務の担当者が不在の場合における職員の対応能力の向上に向け、業務マニュアル等の精度向上を図りますが、実施予定の来庁者窓口利用アンケート結果から、住民サービス向上に努められたい。 |
| 42-1 | | | 電子自治体の推進 (施設予約の導入の検討、電子申請の推進) | まちづくり推進課/スポーツ推進係 進捗管理者 佐々木 信幸 担当者 佐藤 綾子 | 十分な検討を行えないまま、指定管理者の管理に移行しています。 | 【目的・目標】 スポーツ施設の利便性の向上のため、施設予約システムの導入について検討を進めます。 【指標】 施設予約システムの導入の検討 【基準値】 | スポーツ施設管理は、平成24年度に指定管理者に移行しています。契約が満了する平成26年度までに指定管理者と協議を進め、施設予約システムの導入の可否を判断します。 | スポーツ施設は、指定管理者制に移行したばかりであり、円滑な運営のために定期的な打ち合わせを実施しました。 | スポーツ施設を管理運営する上で施設予約システムの課題、利用者の利便性向上の両方の視点から整理するとともに、他の自治体の取組事例の情報を収集し、指定管理者と協議を進めます。 | スポーツ施設の利用管理について有効な方法を決定し、その取組に向けた準備を進めます。 | | | 施設の利用（空き）状況、予約問合せ数、施設の利用推進、費用対効果を十分に検討され、施設の利用推進を図られたい。 |

7. 行政ニーズへの迅速、的確な業務運用の確立

| 区分 項目 | 重点等 項目 | 第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目 | 担当課 /係 /担当者 | これまでの取組 と課題 | 実施方針 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 委員会コメント |
|----------|-----------|--|---|--|--|---|--|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|
| | | | | | 目的・目標 | 具体的な取組概要 | Do[実施] 取組実績 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | Plan[計画] 主な取組 | |
| 42 -2 | | 電子自治体の 推進 (施設予約の 導入の検討、 電子申請の推 進) | 総務課 /情報システム 係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 小野 英樹 | 平成22年7月 に、宮城県及び県内 の市町村と共同で一 部の手続について電 子申請システムを導 入しましたが、その 後に普及した多様な メディアに十分な対 応ができていないの が課題となっていま す。 電子申請件数 平成22年度 70 件 平成23年度 30 件 | 【目的・目標】 個人情報を取扱う ツールとして安全であ ること、いつでも、ど こからでも申請可能で あることから、電子申 請の利用の推進に努め ます。 【指標】 年間の電子申請件数 【目標値】 100件 | 職員向けシステ ム研修を実施し、 利用可能な手続数 を増加させるとと もに、住民への利 用の周知を行いま す。 | 手続の電子化に 向けて、職員向け システム研修を庁 内で実施(10人 参加)、新たに、 脳検診の申込み手 続の電子申請を開 始しました。 平成24年度実績 90件 | ・広報紙での手続 周知 ・庁内システム研 修の実施 | ・広報紙での手続 周知 ・庁内システム研 修の実施 | ・広報紙での手続 周知 ・庁内システム研 修の実施 | ・広報紙での手続 周知 ・庁内システム研 修の実施 | スマートフォンの普及、情報技術の発達により情報 ツールも多様化しています。個人情報の保護に配慮し つつ、住民の利便性向上につながる手続方法について 検討されたい。 |

一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目」に枝番を付してします。